

オープンデータの推進 ～内閣官房における取り組み状況～

平成25年10月28日

内閣官房 情報通信技術総合戦略室

世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）

基本理念

1. 閉塞を打破し、再生する日本へ

- 景気長期低迷・経済成長率の鈍化による国際的地位の後退
- 少子高齢化、社会保障給付費増大、大規模災害対策等、課題先進国
- 「成長戦略」の柱として、**ITを成長エンジンとして活用**し、日本の閉塞の打破、持続的な成長と発展

2. 世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて

- 過去の反省を踏まえ、IT総合戦略本部、政府CIOにより、**省庁の縦割りを打破、政府全体を横串で**通し、IT施策の前進、政策課題への取組
- IT利活用の裾野拡大に向けた組織の壁・制度、ルールの打破、成功モデルの実証・提示・国際展開
- 5年程度の期間（2020年）での実現
- 工程表に基づきPDCAサイクルを確実に推進

目指すべき社会・姿

世界最高水準のIT利活用社会の実現と成果の国際展開を目標とし、以下の3項目を柱として取り組む。

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

- **公共データの民間開放（オープンデータ）の推進**、ビッグデータの利活用推進（パーソナルデータの流通・促進等）
- 農業・周辺産業の高度化・知識産業化、○ オープンイノベーションの推進等
- 地域（離島を含む。）の活性化、○ 次世代放送サービスの実現による映像産業分野の新事業の創出

2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

- 健康長寿社会の実現、○ 世界一安全で災害に強い社会の実現
- 効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現、○ 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現
- 雇用形態の多様化とワークライフバランスの実現

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

- 利便性の高い電子行政サービスの提供、○ 国・地方を通じた行政情報システムの改革、
- 政府におけるITガバナンスの強化

新たなIT戦略「世界最先端IT国家創造宣言」におけるオープンデータ

世界最先端IT国家創造宣言（抄）（平成25年6月14日閣議決定）

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

（1）オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

行政が保有する地理空間情報（G 空間情報）、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データや、企業が保有する顧客情報、個人のライフログ情報等、社会や市場に存在する多種多量の情報、いわゆる「ビッグデータ」を相互に結び付け、活用することにより、例えば、環境、教育、交通等の多様なデータを集約・整理してその地域の状況を分かりやすく示す不動産情報提供、多種大量のデータから顧客のニーズに応じたデータを自動的に抽出するプログラム開発などの新ビジネスや官民協働の新サービスが創出され、企業活動、消費者行動や社会生活にもイノベーションが創出される社会を実現する。

このため、公共データの民間開放（オープンデータ）を推進するとともに、ビッグデータを活用した新事業・新サービスの創出を促進する上で利用価値が高いと期待されている「パーソナルデータ」の利用を促進するための環境整備等を図る。

① 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進

公共データについては、オープン化を原則とする発想の転換を行い、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開する。

このため、速やかに電子行政オープンデータ戦略に基づくロードマップを策定・公表するほか、2013年度から、公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しを行うとともに、機械判読に適した国際標準データ形式での公開の拡大に取り組む。また、各府省庁が公開する公共データの案内・横断的検索を可能とするデータカタログサイトについて、2013年度中に試行版を立ち上げ、広く国民の意見募集を行うとともに、2014年度から本格運用を実施する。あわせて、データの組み合わせや横断的利用を容易とする共通の語彙（ボキャブラリ）の基盤構築にも取り組む。

2014年度及び2015年度の2年間を集中取組期間と位置づけ、2015年度末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現する。また、公共データの利用促進のために、コンテスト手法の活用等により、利用ニーズの発掘・喚起、利活用モデルの構築・展開やデータを活用する高度な人材育成にも積極的に取り組み、新ビジネス・新サービスの創出を支援する。

【KPI】

- ・各府省庁のオープンデータ達成状況
- ・データカタログに掲載されるデータセットの数、アクセス数・ダウンロード数
- ・オープンデータを活用して開発されたアプリケーションの数

新たなIT戦略工程表(平成25年6月14日IT総合戦略本部決定)におけるオープンデータ

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		
①公共データの民間開放(オープンデータの活用)の推進 (1)オープンデータ・ビッグデータの活用	利用 ルールの見直し	各府省ホームページ 利用ルール見直し 【内閣官房、全府省】	その他、必要な利用 ルールの見直しを行う 【内閣官房、全府省】							・各府省の オープン データ達成 状況	
	データ カタログ の整備と 公開内容 の拡大・ 充実	データカタログサイト 試行版立ち上げ 【内閣官房、全府省】	データカタログ サイト本格運用 開始【内閣官房、 全府省】	データカタログサイトの機能等の改善 【内閣官房、全府省】	オープンデータに係る基盤の維持管理・普及 【内閣官房、総務省、経済産業省】						・データカタ ログに掲載 されるデー タセットの 数、アクセ ス数・ダウ ンロード数
		オープンデータに係る基盤の整備 【内閣官房、総務省、経済産業省】									
		情報流通連携基盤共通API(データモデル、 共通ボキャブラリ、標準API規格等)の開発・ 実証【総務省】									
		情報連携用語彙データベースの開発・実証 【経済産業省】									
		連携									
		データカタログに登録するデータの充実 重点分野(地理空間情報(G空間情報)、防災・減災情報、予算・決算・調達情報、人の移動に関する情報、白書) から優先的に取り組む【全府省】									
	統計データのオープン化の推進【総務省、全府省】										
	地理空間情報(G空間情報)の流通基盤の整備等【総務省、国土交通省、経済産業省】										
	公共 データ の利用 促進	オープンデータの普及・啓発と人材育成 【総務省、経済産業省】									
地理空間情報(G空間情報)を通じた新サービスの創出及び防災・地域活性化の推進 【総務省、国土交通省、経済産業省】											

電子行政オープンデータ推進のためのロードマップの概要

(平成25年6月14日 IT総合戦略本部決定)

1 オープンデータ推進の重要性

- 技術の進展等により大量・多様なデータの処理・利用が可能となってきた
→ 政府、独法、自治体等が保有する公共データのビジネスや新サービスへの活用が期待されている
- 公共データの活用促進のため、営利目的も含めた二次利用可能なルール、機械判読(※)に適したデータ形式での公共データの公開(オープンデータ)を推進
(※)コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用(加工、編集等)できること。

2 電子行政オープンデータ推進のための具体的取組

(1) 二次利用を促進する利用ルールの整備

- 国が著作権者である公開データについては、二次利用を認めることを原則とする。

(2) 機械判読に適したデータ形式での公開の拡大

- 今後インターネットを通じて公開するデータについては、機械判読に適した構造・データ形式でも公開することを原則とする。
- 重点分野(白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報)から優先的に取り組む。

(3) データカタログ(ポータルサイト)の整備

- データの横断的検索や自動的提供等の機能を備えた「データカタログ」(ポータルサイト)を整備する。
(平成25年度に試行版の立ち上げ、平成26年度に本運用開始)

(4) 公開データの拡大

- 重点分野について、新ビジネスへの利用が期待される等のデータについて、実務者会議の検討を踏まえ、公開を拡大。
- 新規公開のコストが低いもの、利用者のニーズが高いものは、公開できない・二次利用が認められないものを除き、公開を拡大。

(5) 普及・啓発、評価

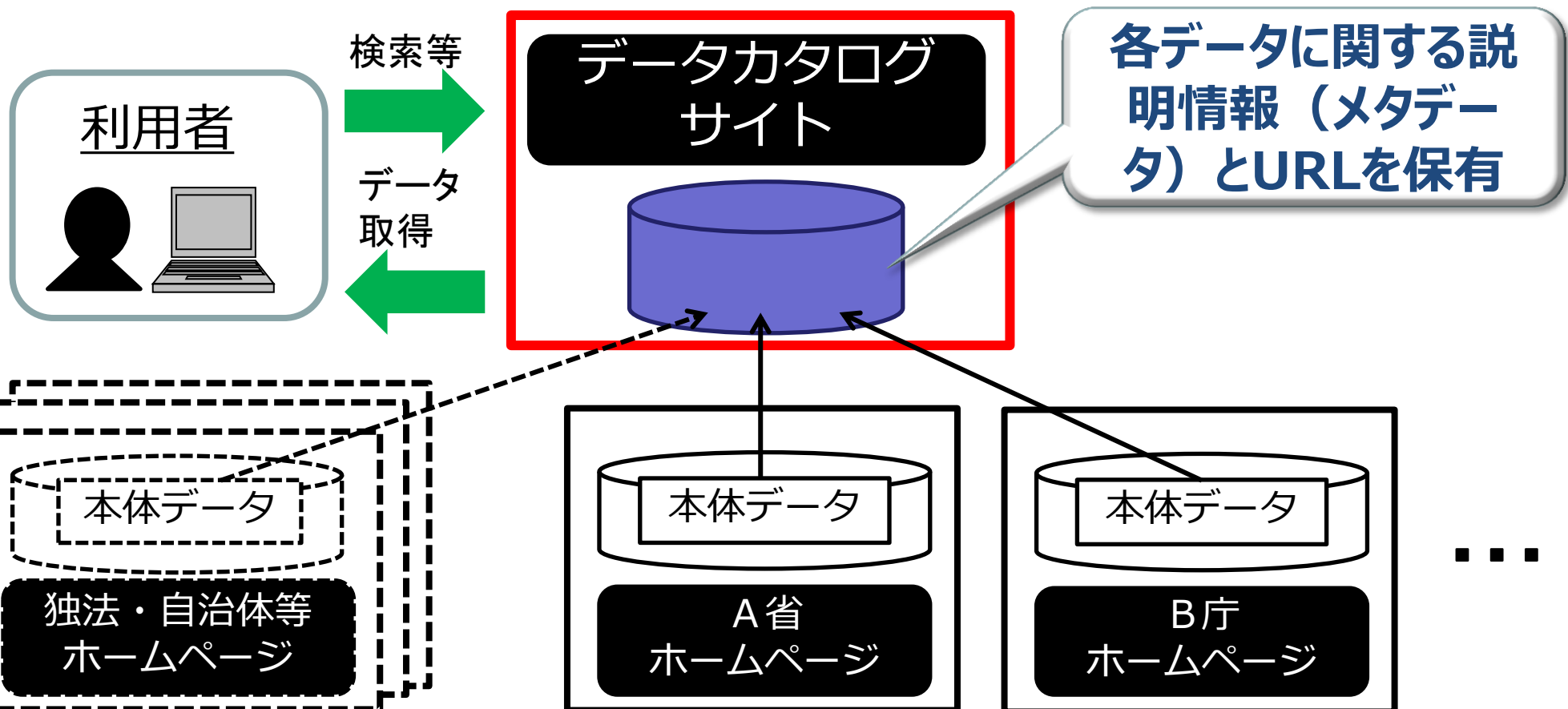
- ニーズの発掘・喚起、新サービス・ビジネスの創出のため、利活用の支援を行う。
- 利用者のニーズ・意見を把握し、取組に反映させる仕組みを構築する。

3 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ

- 各府省による平成25年度以降の進め方を、工程表として整理。
- 平成27年度末において、他の先進国と同水準のオープンデータの公開と利用を実現する。
- ロードマップに記載された施策の取組状況や課題等について、内閣官房は各府省から適宜報告・説明を求める。

データカタログ(ポータルサイト)について

- データカタログサイトは、複数の機関に所在するデータの案内や横断的検索の機能を備えたポータルサイト。
- これにより、データ提供機関を横断して一元的に、必要なデータを取得することが可能となる。



G8サミットにおけるオープンデータに関する合意事項

2013年6月に英国で開催されたG8サミットでは、“Trade(貿易)”、“Tax(税)”、“Transparency(透明性)”が主要テーマであった。「透明性」の中で、**オープンデータについても取り上げられ、以下の合意文書が作成された**(オープンデータがG8サミットで取り上げられたのは初)。

○ G8首脳合意文書 (コミュニケ)

政府情報への容易なアクセス、透明性の確保、イノベーションの原動力など、オープンデータ促進の意義を挙げ、

- **オープンデータ5原則を含む「オープンデータ憲章」の合意**
- **2015年末までに憲章の内容を実施** (2014年・次回会合での進捗確認) 等が盛り込まれた。

○ オープンデータ憲章 (G8 Open Data Charter)

オープンデータ5原則

- ① **原則としてのオープンデータ**：すべての政府のデータは原則としてオープンデータとして公表されるとの期待を醸成
- ② **質と量**：適時・包括的・正確な高品質のデータを公開
- ③ **すべての者が利用できる**：すべての者がデータを獲得・利用でき、無料で制約のないものであるべき
- ④ **改善したガバナンスのためのデータの公表**：データ収集や公表の過程の透明性の確保
- ⑤ **イノベーションのためのデータの公表**：商業利用を含めデータの利用を普及と機械判読が容易な形式で公表

○ 憲章の別添 “共同アクション” (Collective Actions)

- ① **各国のアクションプランを公表する (2013年10月)**
2014年及び2015年に進捗状況を報告
- ② **国の統計、地図、選挙結果、予算のデータを「キー・データセット」として公表・利用可能な状態とし、データの粒度やアクセス性を向上させる**
- ③ **国家の重要な機能に関するオープンデータの供給の増加に努力し、G8共通のデータ種類を特定する作業を実施する (2013年12月までに)**。特定したデータを2014年12月までに公表することを目標とする。
- ④ **メタデータのマッピング (一覧表) の作成・維持管理を行う**

ご清聴ありがとうございました